

パブリックコメント募集結果（案）

接着たて継ぎ材の日本農林規格の一部改正

- 1 一部改正案に係る意見・情報の募集の概要（募集期間：R7. 8. 29～R7. 9. 27）

受付件数 なし

- 2 事前意図公告によるコメント（募集期間：R7. 7. 18～R7. 9. 15）

受付件数 なし

パブリックコメント募集結果（案）

しょうゆの日本農林規格の確認

1 確認案に係る意見・情報の募集の概要（募集期間：R7.7.14～R7.8.12）

(1) 受付件数 3件（3者）

(2) 意見と考え方
別紙のとおり

2 事前意図公告によるコメント

確認案のため実施せず

(別紙)

しょうゆの日本農林規格の確認案に対して寄せられた意見の概要及び意見に対する考え方について

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する当省の考え方は、下表のとおりです。

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
規格全般		
なぜ確認が必要なのでしょう。	1	日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第六条に基づき、JASは、制定、改正等から5年以内にJAS調査会に付議して、なお適正であるかどうかを確認し、必要があるときは改正又は廃止しなければなりません。これは、市場・技術的動向等を踏まえつつ当該JASが適切な内容となるよう維持管理を行う必要があるからです。 なお、本JASについては、JAS調査会において、現行の内容がなお適正であることが確認されたところです。
日本食文化の根幹である醤油の定義は変更する必要はないと考えるため、現在も有効であると考えます。	1	本JASの定義については、JAS調査会において、現行の内容がなお適正であることが確認されたところです。
品質を保持してください。	1	本JASは、しょうゆの適合すべき品質基準について定めており、引き続き品質が保持されるものと考えます。

パブリックコメント募集結果（案）

ノングルテン米粉の製造工程管理の日本農林規格の確認

1 確認案に係る意見・情報の募集の概要（募集期間：R7.7.14～R7.8.12）

(1) 受付件数 1件（1者）

(2) 意見と考え方
別紙のとおり

2 事前意図公告によるコメント

確認案のため実施せず

(別紙)

ノングルテン米粉の製造工程管理の日本農林規格の確認案に対して寄せられた意見の概要及び意見に対する考え方について

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する当省の考え方は、下表のとおりです。

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
3 定義		
グルテンの定義について、元となる植物によるのではなく、化学式によるべきではないか？	1	本JASでは、グルテンについて、「水及び0.5 mol/L 塩化ナトリウム水溶液に不溶であり、大麦、小麦、ライ麦、えん麦、はとむぎ又はそれらの交配品種及び派生品種に含まれるたん白質」と定義しています。 この定義は、国際規格であるCodex (STANDARD FOR FOODS FOR SPECIAL DIETARY USE FOR PERSONS INTOLERANT TO GLUTEN CXS 118-1979) で規定されているグルテンの定義を参考として規定されていることから、海外への訴求効果を高めるため現行のとおりとします。 なお、グルテンは、大麦等に含まれるたん白質の混合物であり、特定の化学式は存在しません。